

平成20年度 第1回

食料・農業・農村政策審議会果樹部会

平成20年6月3日

農林水産省

○福田課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成20年度第1回の食料・農業・農村政策審議会果樹部会を開催させていただきます。

松本委員がちょっと遅れて来られるということでございますので始めさせていただきますが、本日は任期満了によりまして委員が改選をされまして初めての会合になりますので、後ほど部会長を選出していただく必要がございます。部会長が選出されるまでの間、私、生産局園芸課長の福田でございますが、司会進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、事務局の方から本日の配布資料について確認をさせていただきますと、議事次第の次に果樹部会配布資料一覧がございます。資料1から4までと、それから参考資料といたしまして統計部の方のみかん、それからりんごの収穫量及び出荷量。以上、6点の資料が配布されています。資料の抜け等ございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして農林水産省大臣官房審議官、生産局担当の審議官でございますが、佐々木審議官から御挨拶申し上げます。

○佐々木審議官 おはようございます。審議官の佐々木でございます。委員の皆様におかれましては御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり、最近では世界的な食料需給の逼迫というのが言われておりますし、また、原油価格の高騰、そして肥料の原料が上がっていると。さらに、地球温暖化が農業生産に及ぼす影響というののもかなり大きくなっております。こうしたことに対する政策課題、農水省としても山積しているという状況でございます。

果樹につきましては、全体として作付面積や生産量が減少傾向で推移している、こういう状況でございますけれども、こうした中にありまして、産地の構造改革というものを早急に進める必要があるということです。例えば、担い手や産地によります優良品目、あるいは優良品種への転換、そして生産基盤の改善、さらには生産者団体の主導によります需給調整の強化、こうしたことに対する支援を平成19年度から導入したということでございます。

消費拡大につきましては、毎日果物200グラム運動の推進や学校給食におけます果実等を含む地場産品の使用割合の引き上げ、こういったことに取り組みますとともに、20代を中心とした若年層で消費割合の高い加工品、例えばカットフルーツやデザートなどに用い

る果実の供給体制も強化していく必要があると考えております。

本日は、果実需給安定対策に基づきます平成20年産うんしゅうみかん及びりんごの適正出荷見通しにつきまして御審議いただきますとともに、最近の果樹をめぐる情勢に関して御意見をいただくということにしております。

昨年のうんしゅうみかんは平年並みの出荷量でございまして、かつ食味がよかったものの、需給バランスがとれずに、11月以降は平年を下回る価格で推移いたしました。一方、りんごにつきましては現在も貯蔵物の出荷が続いておりますけれども、総じて堅調に価格が推移していると認識しております。

このような状況を踏まえまして、本年の生育状況も参考にしつつ、適正な生産量、出荷量を設定し、産地、生産者の皆さんに計画的な生産・出荷に努めていただくことが必要と考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの御専門の立場から是非忌憚のない御意見をいただきますことをお願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田課長 それでは、ちょうど委員の皆様がお揃いになりましたところでございますが、先生方を五十音順に紹介させていただきます。

まず、食料・農業・農村政策審議会、親の審議会の方の委員の先生方でございますが、資料1を御覧いただきながら御紹介させていただきたいと思いますが、浦野委員は本日御欠席でございます。

それから、甲斐沼委員でございます。

○甲斐沼委員 甲斐沼でございます。よろしくお願いします。

○福田課長 それから、鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いします。

○福田課長 平田委員。

○平田委員 平田でございます。よろしくお願いします。

○福田課長 それから、松本委員。

○松本（広）委員 松本でございます。よろしくお願いします。

○福田課長 それから、臨時委員といたしまして果樹部会の方に参画していただいておりますが、石川委員でございます。

○石川委員 おはようございます。

○福田課長 それから、江草委員。

○江草委員 江草でございます。よろしくお願いいたします。

○福田課長 それから、川田委員。

○川田課長 川田です。よろしくお願いいたします。

○福田課長 富永委員。

○富永委員 富永です。よろしくお願いいたします。

○福田課長 福士委員。

○福士委員 福士です。よろしくお願いいたします。

○福田課長 福元委員。

○福元委員 福元でございます。よろしくお願いいたします。

○福田課長 富士委員。

○富士委員 富士でございます。よろしくお願いいたします。

○福田課長 それから、松本委員でございます。

○松本（香）委員 遅くなって申しわけありませんでした。産地を代表して参りました。松本です。よろしくお願いいたします。

○福田課長 以上、御紹介をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして部会の運営について御説明をさせていただきたいと思います。

佐々木審議官は所用によりまして退席をさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木審議官 失礼します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田課長 それでは、恐縮ですが資料2に基づきまして部会の運営について御説明をさせていただきます。

資料2の1ページ目でございますように、食料・農業・農村政策審議会の関係法令をここに挙げさせていただいておりますが、まず農林水産省の設置法で本省に置かれる機関として審議会が設置されておりますけれども、食料・農業・農村政策審議会が食料・農業・農村基本法に基づいて設置をされるということがここに規定をされています。

食料・農業・農村基本法におきましては、1ページの下の方でございますが、第39条で農林水産省に食料・農業・農村政策審議会を置くということが言われておりまして、2ページ目をお開きいただきたいと思います。この審議会についてのそれぞれ特定の法律に基づきます事項が書かれておりまして、下線部を引いておりますところを続けて読んでい

ただければよろしいかと思いますが、「審議会は、果樹農業振興特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する」ということになっております。

それから、政令でございますが、食料・農業・農村政策審議会令が2ページから出ておりますが、これの第6条、3ページをお開きいただきたいと思います。この第6条に、「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」というふうにされております。また、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する」、それから、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」という規定になっています。

それから、4ページでございますが、議事でございますけれども、「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」、それから、「前二項の規定は、部会の議事に準用する」ということでございます。

それから、4ページの下の方でございますが、食料・農業・農村政策審議会決定で議事規則を定めております。第3条でございますが、会長はということで議事の運営、それから公開といった規定がございます。原則公開でございますが、ただし書きにございますように「公開することにより、公正かつ中立な審議に厳しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会議を非公開とすることができる」とされておりますが、通常は公開ということで、本日も公開を予定をしているわけでございます。

それから、議事録についての規定がございます。

それから、臨時委員についての規定がございます。

5ページをお開きいただきまして、第8条、先ほど会長ということで規定を申し上げましたが、第2条から第7条までの規定が部会について準用されておりました、先ほど申し上げておりました「会長」とありますのは「部会長」、それから「審議会」とありますのは「部会」というふうに読み換えていただくということで、果樹部会にも先ほど申し上げました規定がそれぞれ準用されるということでございます。

具体的に5ページから6ページに分かれて出ておりました大変恐縮なんですが、果樹部会の設置につきまして、これも食料・農業・農村政策審議会決定で規定をされております。

「果樹農業振興特別措置法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること」ということで規定されております。

それから、第2条のところで「部会の議決は、審議会の議決とみなす」ということ、それから、部会の庶務については、私ども生産局園芸課で処理することが規定をされております。

具体的にこの果樹部会で審議する事項についてでございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。先ほど出て参りました果樹農業振興特別措置法でこの果樹部会のご意見を聴かなければいけないということを具体的に言われておりますのは2点ございまして、1つは、果樹農業振興基本方針でございます。これは5年毎に見直しをしておりますけれども、5年、10年先を見通して果樹農業をどうやっていくかということで、ここにこの第2条のところにございますような内容を定めているわけでございますが、この第3項のところにございますように「農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない」。この審議会というのは具体的には果樹部会、この部会を指しているわけでございます。

それから、第4章の方でございます。生産出荷安定指針というのがございます。これは具体的にはうんしゅうみかんを想定しているわけでございますが、需給均衡が大きく崩れた場合に強力に指導して需給バランスをとるというようなことを図るための指針を発動することがあるわけでございます。この指針を定める時にはこの果樹部会の意見を聴かなければならないというのが第4条の3の第3項のところに書かれてございます。

本日はこういった果樹農業振興基本方針なり、あるいは生産出荷安定指針を定めるというふうなことではございませんが、例年、主要果実でございますうんしゅうみかんとりんごにつきましてはこの果樹部会を開催させていただきまして、果樹農業の動向と併せてうんしゅうみかんとりんごについての需給動向、そして適正生産出荷見通しを定めるわけでございますが、それについての御意見を伺っておりますので開催をさせていただいているわけでございます。

以上、簡単でございますが、運営について御説明をさせていただきました。

特に、この運営について御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、早速でございますが、冒頭申し上げましたとおり当部会の部会長を選出していただく必要がございます。先ほど御説明いたしました食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、当部会の部会長の選出は委員の互選によるということにされておりますが、何か委員の方々から御意見がございますでしょうか。

川田委員、お願いいたします。

○川田委員 川田でございます。本果樹部会の部会長につきましては食料・農業、また農村政策について幅広い御見識をお持ちの甲斐沼委員にお願いしたらどうかと思いますので、御提案申し上げたいと思います。

○福田課長 ありがとうございます。ただいま川田委員から、甲斐沼委員に部会長をお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福田課長 異議なしということでございますので、それでは委員の互選ということで、甲斐沼委員が部会長に選出されたということでございます。

それでは、ここで甲斐沼部会長から御挨拶をいただきたいと思います。

また、この後の議事進行につきましては部会長によりしくお願い申し上げます。

○甲斐沼部会長 国立環境研究所の甲斐沼です。よろしくお願いいたします。

部会の進行と部会の部会長を仰せつかったんですけれども、私としては本当に素人なものですから、皆様の御意見をいろいろいただいて、皆様方と一緒に今後のことを考えていきたいというふうに考えております。

私は温暖化対策の方が専門でございまして、実は温暖化対策に関しまして、もう既に温暖化が現れているというところがありまして、それが農業、果実の方にも、今日もご説明があるかと思いますが、果実の方にも既に影響が現れていて、その適応をどうしたらいいかということが一つの大きな課題となっております。その適応以外にもまた、それだけではなくてさらに農業を振興していくためにはいろいろな品種改良を含めまして、これからいろんな政策が重要になってくると思いますし、併せて生産を増やすことと一緒に需要を増やしていくということも大きな課題かと思っております。

ライフスタイルが変わってきてまして、果物についての好みとか、食べ物についての好みすらも変わってきておりますので、そういうことも含めまして今日御審議いただければありがたいと思います。

それでは、座らせていただきまして進行させていただきます。

まず、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、部会長の職務を代行する委員については部会長があらかじめ指定することになっております。私からは福元委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。なお、資料につきましては一括して御説明していただいた後に質疑応答の時間をとりたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

○福田課長 それでは、資料 3、それから資料 4 について一括して御説明をさせていただきます。

まず、資料 3、果樹をめぐる情勢について御説明をさせていただきます。

表紙と目次をお開きいただきまして 1 ページでございますが、果樹生産をめぐる動向でございます。左の上のグラフにございますように、果樹の栽培面積、生産量、これも皆さん御承知かと思いますが、近年果樹農業者の高齢化、あるいは担い手の減少といったことを背景といたしまして、徐々に減少している状況でございます。

それから、果樹につきましては規模別に見て樹園地面積が 0.5 から 1 ヘクタールの、この比較的規模の小さい農家数が最も多くなっておりまして、右下のグラフにございますように、所得も他の作物の経営と比べますと比較的低い。これは規模が小さいということが影響しているわけでございます。ただし、水田作経営等に比べますと農業所得の割合というのは野菜、あるいは花ほどではございませんけれども、比較的高い状況にございます。

それから、2 ページをお開きいただきたいと思います。果実の流通・消費をめぐる動向でございます。果実の流通経路ということでございますが、特に生鮮でそのまま食用にされます生食用の果実でございますが、卸売市場の経由割合が依然として高い状況でございます。ただ、近年は全農あるいは生協といった市場を通さない取引をされている方々も増えておりますし、流通経路の多様化というのが見られております。これは贈答品等、あるいは直販とかインターネットを使ったような取引といったものも増えてきているというふうに把握しております。

消費の方でございますが、果実の消費につきまして、特に柑橘、この中では特にみかんが一番ウエートが高いんだと思いますけれども、摂取量が他の品目に比べまして大幅に減少してきております。一方で、食の簡便化とかいったこともございまして、いろいろ加工品の面では需要が増加傾向にあるというのが、この 2 ページの右側の方の説明でございます。

それから、3 ページをお開きいただきたいと思います。今申し上げました食の簡便化というような話に関連をいたしまして、最近出てきております加工品を御紹介をしております。褐変するというのが非常に問題でありましたりんごについても、褐変防止技術を活用しましたカットりんごが開発されたり、それから、そのままでは商品価値がございません小玉のみかんの外側の皮をむきまして、丸のままで缶詰にするというような商品。あるい

は、栗については加工業者と契約して大粒の栗を安定的に供給する取組といった、新しい加工業務用に対応した動きも出てきつつあるところでございます。

それから、4ページでございますが、果実の輸出入をめぐる動向でございます。

輸入の動向につきましては、果汁を中心といたしまして加工品の輸入というものが特に増えております。全体としても自給率は4割程度まで低下をしている状況でございます。品目別に見ますと、生鮮は比較的国産が頑張っているわけでございますが、国内でほとんど生産されておりませんバナナが輸入の全体の6割を占めております。先ほど申し上げました果汁ということで言えばオレンジとりんごの果汁が5割以上、加工品の中で占めている状況でございます。

それから、5ページでございますが、輸出でございます。果実の輸出については大分歴史もあるわけでございますが、近年も輸出が伸びつつある状況でございます。台湾向けを中心に大幅に増加をしている状況でございます。昨年、平成19年の生鮮果実の輸出金額、ここにございますように前年に比べて大幅に伸びております。数字を申し上げますと42%増、109億円にまでなっております。

農林水産省は平成25年までに輸出金額を1兆円規模とするという、農林水産物全体でございますが、そういった目標もございまして、果実の分野でもこれに向けて取組を進めているという状況でございます。

それから、6ページでございます。先ほど部会長のご挨拶にもございましたが、地球温暖化の影響と対策についても、果実についてはいろいろと動きが出てきております。

一つは、地球温暖化の進行が言われております中で、特に果樹の場合は永年性作物であるということで、品目の転換も困難でございますので、生産への影響というものが、特に生産サイドで懸念をされている状況だと思っております。

現状でいろいろ調査をしてみますと、高温等の影響で、この6ページの真ん中の上の方に写真ございますけれども、みかんの浮皮果、あるいはりんご・ぶどうの着色障害といったようなものが発生をして、今後さらに気温上昇が進めば現在の主要な産地が気象的に不利になるというような予測がされたりしているわけございまして、農林水産省といたしましても当面の適応策、あるいは今後の対応等を昨年の6月に品目別適応策レポートとしてとりまとめ、産地に対して対策の浸透を図っていきたいということで対応を進めているところでございます。

それから、7ページでございますが、先ほど佐々木審議官の御挨拶にもありましたよう

に、今、果樹対策で新しい対策を昨年度、19年度から開始をしたところでございます。平成13年度から18年度までは果樹につきましても補償基準額を定めて、価格が下がった時に補てんをするという仕組みが、経営安定対策があったわけでございますが、これを廃止いたしまして果樹経営支援対策というものをメインに今対策が進められております。

平成19年度は初年度目でございましたので、当初予定しておりました47億5,000万円というような枠を設定しておりましたけれども、約15億円の実績見込みということになっております。

それから、右側の方の果実需給安定対策、これは今日の適正生産出荷見通しに関係してくるわけでございますが、昨年11月下旬から12月上旬にかけてうんしゅうみかんの出荷が一時的に集中をして、卸売価格が大幅に下落をしているというふうな状況にありましたので、緊急需給調整特別対策事業の発動をされて価格の大幅な下落を回避をしたということでございます。

それから、新対策におきましては7ページの右下にあります果樹共済、価格補てんという果樹経営安定対策を廃止いたしましたので共済の加入を併せて促進をしているところでございます。

それから、8ページでございますが、先ほど申しました果樹経営支援対策、新しい果樹対策への取組の前提といたしまして、果樹産地構造改革計画を策定をしていただいております。各産地でこれから産地をどうやっていくかということをそれぞれ産地の中で話し合っ作っていただいているわけでございますが、今年の3月現在で約450の産地で策定済みという状況でございますが、みかん、りんごそれぞれもう8割程度は、あるいは8割以上は策定をされているということでございます。

右側に産地の取組事例で具体的に少し事例を挙げさせていただいておりますが、いろいろな取組を確認しながら、産地の活性化を図っていこうというような取組が進んでいるところでございまして、その際に先ほどの果樹経営支援対策を利用していただくというような仕組みになっているわけでございます。

それから、9ページでございますが、本日の議題に関係しますうんしゅうみかん、りんごの需給安定対策の取組でございます。本日まさに御意見をお伺いしていくわけでございますけれども、毎年需給動向を踏まえまして食料・農業・農村政策審議会の御意見をお伺いした上でうんしゅうみかん、りんごの適正生産出荷見通しを国が策定しております。

左側の流れにございますように、その後全国段階、道府県段階、それから産地段階で適

正生産出荷見通しを策定をしていただきまして、いずれも生産者団体を中心とした取組になるわけですが、高品位の果実生産、品質のいい果実生産と適正な生産量の確保ということで取組を進めていくことになっているわけですが。

昨年の数字が右側になりますが、昨年おおむね量的にはこの範囲におさまり、さらに品質もよかったというのが、先ほど佐々木審議官が御挨拶で申し上げたとおりでございます。

それから、10ページでございます。先ほど申し上げました果樹共済の具体的なところを1ページ挙げさせていただいておりますけれども、果樹についても自然災害がいろいろあるわけですが、加入率が低いというのが課題として言われているところでございまして、大体20%台、なかなか伸びていかないということでございます。

先ほど申し上げましたように、新対策の一環として推進を図っているところでございまして、実際に共済サイドでも運用改善、入りやすくするという取組をしていただいております。10ページの右下にございますように、いろいろな加入要件の緩和といったような取組で農業者に入りやすくして、共済の加入促進ということで経営安定を図っていこうという取組を進めているところでございます。

それから、11ページはうんしゅうみかん及びりんごの価格の推移ということでございまして、昨年のうんしゅうみかん、りんごの価格の推移を挙げさせていただいております。先ほど申し上げましたように、11月から12月にかけて一旦、左側のうんしゅうみかんでございますが、下がりましたが、一度回復した上でさらにまた12月の下旬以降、少し下がって、1月、2月にかけて非常に低い価格で推移をしたということでございます。りんごの方は平年に比べると堅調に推移したということでございます。

それから、12ページでございますが、果実の消費拡大につきまして申し上げますと、特に摂取量が20代、40代といった世代で減っております。これは左の下の横長の棒グラフでございますが、こういった世代に対してやっぱり果物の消費をしていただこうと。単に食べていただくということだけでは難しいわけですので、いろいろ健康にいいとかそういう機能性成分をPRするといった取組も含めて取組を進めるということにしております。また、こういう世代のライフスタイルに合わせまして、コンビニエンスストアといったようなところをきちんと捉えてPRをやっていこうというふうな取組を進めているところでございます。

それから、13ページ、最後にページになりますけれども、今申し上げました消費拡大に

関連をいたしまして、やはり果物が健康にいいという話も必ずしも十分に理解されていないところもございまして、これを今まで以上にPRをして消費拡大につなげていこうというような取組をいろいろやっております。ここに挙げておりますが、みかんに多く含まれておりますβ-クリプトキサンチン、カロテノイドの一種でございますけれども、いろいろと疫学的な研究の成果も出てきております。そういったものをてこにして大いにPR、売り込みをしていこうという話がございます。

それから、生鮮のものにつきましても栄養成分の表示ができるわけございまして、これは真ん中の図になりますけれどもパンフレットも作成してPRをしております。どういう書き方をすれば問題がないかというようなPRを今進めているところでございます。

いすれにしても、一番右にあります食事バランスガイド、果物は右下のコマのちょうど軸のところになるわけでございますが、毎日2つ程度はとりましょうということで、大体200グラム相当の摂取を推進をしているところでございます。毎日果物200グラム運動ということで進めさせていただいております。

それで、あと資料4を引き続き御説明させていただきますが、本日の本題の方でございますけれども、本年産、平成20年産のうんしゅうみかんとりんごの適正生産出荷見通しの案を説明をいたします。

1 ページが、まずうんしゅうみかんでございます。うんしゅうみかんの生産は過去はもう300万トン、350万トン程度も生産されていた時期もあるわけでございますが、近年は100万トン強というような状況で推移しております。年によっては100万トンを下回る年も出てきているわけでございますが。

本年につきましては、数字がいろいろ並んでおりますが、2の文章の方からまず入っていきたくと思いますが、2の(1)のところがございますように、平成20年産のうんしゅうみかんの需要量でございますけれども、過去の趨勢から見まして大体100万トン程度と予想をしております。これは2ページをちょっとお開きいただきますと、2ページの表になっております、下の方の表でございますが、適正生産出荷量ということで需要量を(1)で挙げておりますが、1人当たりの純食料の推計値をもとにいたしまして需要量の計算をしております。1人当たりの純食料が5キロであって人口が1億2,756万8,000人というふうなことで純食料を出し、さらに割り戻して粗食料、それから国内消費仕向量を出していったって、輸出を加えて、全体の消費仕向量ということで、需要量を出しております。

他方、うんしゅうみかんにつきましては、実は年によりまして生産量が増えたり減った

りするという、実のなり方が表年、裏年というふうなことで、表年には増える、裏年には減るというふうな、永年性作物特有の現象がございまして、今年は全国的に言いまして裏年、生産量が減る年に当たっております。近年はこういった、隔年結果と呼んでおりますけれども、現象も大分緩和をされてきておったんですが、このところちょっとまたそういう現象が見られるようになってきておりまして、平成20年産、今年産は裏年ということで、既にもう花が咲いておりますので、各地の予想生産量をとって調査をいたしますと94万トン程度ということで、昨年は100万トンを超えておりました表年でございましたので、それに比べますと10万トン程度は生産量が減少する見込みでございます。

一方、3ページをお開きいただきたいと思います。適正出荷量ということで、実際の出荷をされて消費に回る形でどれぐらいのものが出回るべきかということでございますと、適正出荷量としては生食用が74万5,000トン、これは輸出も含めてでございますが、加工原料用の出荷が9万5,000トン、その他自家消費・腐敗減耗が10万トン程度ございまして、先ほど申し上げました生食用の出荷量74万5,000トン、それから加工原料用9万5,000トン、合わせまして84万トンが適正出荷量になるわけでございますが、自家消費・腐敗減耗量合わせた数量94万トン、これが適正生産量になるわけでございますけれども、先ほど申し上げました予想生産量とほぼ同量という状況になっております。

1ページにもう一度お戻りいただきたいと思います。前後して大変恐縮なんですけれども、1ページの一番最初でございますように適正出荷量、先ほど申し上げました84万トン、それから予想生産量94万トン、適正生産量が94万トンというような状況でございまして、直ちに生産量を抑えるとかそういった状況にあるわけではございませんが、やはり果物というのは品質が第一ということがございますので、先ほど見ていただきました2の(1)の後段のところでございますが、「本年は消費者が求める品質を維持しつつ、果実の安定供給を図ることが重要である」ということで、先ほど申し上げました適正生産量94万トンの見通しに基づきまして、これから全国段階、府県段階及び産地段階で生産出荷目標を策定いたしまして、計画的な生産出荷に取り組んでいただくということでございます。

具体的に挙げておりますのがア、イということで、これは農業団体を中心に取組していただくということでございますが、計画的な生産ということで(ア)にございますように、果実の品質を確保しつつ、生産量に対する出荷用果実の歩留まりを向上させ、果実の安定供給に努めると。それから、特に先ほど申し上げました昨年産で11月にかなり価格が下がってきたということの影響の原因にもなっております極早生品種につきまして、需要に見

合った生産を推進する。それから、（ウ）にございますように、また来年表年ということで生産量が増えるという予想が当然されているわけでございますので、隔年結果の是正に向けた取組に努めることということでございます。来年大幅に増えるような生産をしないようにしましょうということでございます。

それから、イの計画的な出荷のところでございますが、出荷計画の策定に当たりましては、極早生品種から早生品種への切り替えですとか、早生品種の1日当たり出荷量の平準化に留意をする。これはなかなか難しいところもあるわけでございますが、先ほども申し上げましたような昨年の反省も踏まえてということでございます。さらに、昨年の反省を踏まえて、出荷計画のずれ込みによりまして急激に在庫量が増加したという昨年の問題点を踏まえて、出荷計画につきましては果実の成熟状況等に応じて適切に見直すと。それから、関係者へ情報を開示をするということで、需要と供給のマッチングを図るということの特にここに挙げさせていただいております。

それから、出荷品質基準の徹底によりまして消費者の嗜好にあった品質の果実の出荷に努めること。それから、加工原料用果実について従来からやっております長期取引契約による安定供給に努めるとともに、集荷体制を整備して出荷量の確保を図るということを挙げております。これは生産量が減るということで、なかなか加工原料用果実の確保が難しくなるということも想定して挙げさせていただいております。

それから、（２）といたしまして、計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行うということで、それぞれの事業を進めさせていただくことにしております。

あと、参考は、補足説明資料は見ていただいて、先ほど一部御説明させていただきましたので飛ばしていただいて、４ページがりんごでございます。

みかんと考え方は同様でございます。りんごにつきましては、近年ほぼ生産量一定でございます。割と安定をした動きをたどってきております。

まず、需要量でございますが、過去の趨勢から、みかんと同様の考え方で算出をしていきますと、87万トン程度ということでございます。一方で予想生産量、これも同様に既に花も咲いておりますので把握できるわけですが、86万トンということでございまして、りんごの場合は需要量と予想生産量の幅が非常に近付いているというところがございます。

適正出荷量につきましては次の５ページをお開きいただきたいと思います。一番下のところでございますように、生食用の適正出荷量63万5,000トン、それから加工原料用適正出荷量13万5,000トンということで、合わせまして77万トン。これに自家消費・腐敗減

耗量の9万トンを合わせて86万トンの適正生産量という数字をはじき出しております。

りんごにつきましても生産量と需要量と拮抗はしておりますけれども、この4ページにお戻りいただいて、2の(1)の真ん中のところにございますが、低品位果実では安定した価格は望めないということで高品位果実、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要だということでございまして、アとイ、計画的な生産、それから、イの計画的な出荷ということを挙げさせていただいております。また、みかん同様にそれぞれ所要の事業を行うということでやらせていただいております。

私の方からの資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして御質問なり御意見をお願いいたします。

なお、ただいま説明を受けましたように、平成20年産のうんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し、今、案をお示しいただいたんですけれども、この案につきましては本部会の委員の方々の御意見を踏まえ策定することとなっておりますので、忌憚のない御意見をちょうだいいただければというふうに思っております。

何名かの皆様の御意見をちょうだいして、ご質問等が事務局の方になりましたら、事務局の方から御回答いただくというふうな形で進めていきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。どうでしょうか。

どうぞ、松本委員。

○松本（香）委員 熊本でみかんを作っております松本と言います。

昨年のみかんの情勢というのは本当に厳しい、農家というのは本当に今年の1月までで疲弊してしまっているというような状況で、緊特事業もあつたにもかかわらず価格が上向きになるのを本当に採算性に見合うような価格にはならなかったということで大変な状況になっております。

この適正見通しというのはもうこれでいいのだろうと思ひますし、最終的には生産を見てみないと分からないところもありますので、ただ、とにかく今年度ではなく来年度に向けてやはりそういった事業をされる時に、本当に一番ここでその事業をしないといけないという判断を早めにしていただきたいということです。手遅れになっては昨年から今年、19年度産のみかんの状況にまたなるのではないかという心配をとてしております。そのことをよろしくお願いいたしますと思ひます。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○石川委員 一言ですけれども、今この適正出荷量と、実は私、かつて会計士をしておりまして、これを見ておりますけれども、インベントリといいますか、在庫はないんですか。例えばこの加工の原料用の果汁用ですとか缶詰用というのは前年度の繰越分があると思うんですけれども、これは本当に1年分しか書いていないので、これで6月までに終わってしまうのかなというふうに今ちょっと疑問で思いましたので、どなたかお答えいただければありがたい。

○福田課長 そういう意味では、生鮮として生産・出荷されるものについて、年度、年を越えてはもちろん在庫はあるんですけれども、今年生産されたものが1年かけて消費されるという意味では、基本的には在庫は生じないと。1年のうちに消費されてしまうという考え方です。みかんの場合は。では、担当の方から。

○事務局 そうしましたら、例えばこの資料4の加工原料用の数字に対応してくるところかと思えますけれども、特にうんしゅうみかんの場合だと表年と裏年があるということで、裏年の量が少ない時に、例えば原料用に大量に持って行ってしまうと、生食用が確かに減ってしまうというところがあります。それで、果汁工場の方とも話し合いをしながらこの数字を決めているところがありますけれども、基本的に在庫として1年分の消費量を大体キープするという形で数字を見ております。

例えばなんですが、大体うんしゅうみかんで言いますと、その1年分の消費量というのが1万トン程度、原料5分の1濃縮の換算で、というものが絶えず在庫としてあるような形で表年と裏年の加工用の需要に回す果実の量を決めているという状況でございます。

りんごに関しましても、表裏というのはみかんに比べるとほとんどない状態ではありますけれども、そういった1年度の在庫量を見ながら、その年の予想生産量と勘案して数字を決めているという状況でございます。

○甲斐沼部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○石川委員 ちょっと疑問は残りますけれども。というのは、やっぱり昨年からの残りはどれくらいあるのかなというのがここでは見えないので、全体の何か見えないという、そういう難点はあるんだけど、考え方は十分に理解いたしましたので、結構です。

○福田課長 ここの数字はそういう意味で言うと、生鮮で今年生産されて出荷をされて使われるということで、今申し上げましたように加工原料用は濃縮ということで在庫を持っていることになりますので。

○石川委員 ということは、2年、3年も大丈夫ということですよ。

○福田課長 ですから、その量が増えればそういうことになるんですけども、現状では大体1年程度と今ご説明したとおりです。

○事務局 そうですね。1年程度です。

○福田課長 特別増えたり加工原料用で受け入れられないという状況にはなっていないということになります。その辺の説明がちょっと不足しているのは御指摘のとおりだと思います。

○石川委員 オレンジジュースの場合は濃縮化してしまいますと5年、6年大丈夫なので。そういうことを考えるとどうなのかなと今一瞬思いましたので、お願いしました。

○甲斐沼部会長 そういうことも分かるように、今後資料を作成していただくというようなことを御検討いただく。できればということで。

○事務局 そうしましたら一応、これは私どもが聞き取りの数字ということになるんですけども、19年度のいわゆる繰り越し、在庫量で見ますと、これはきちんとした統計の数字ではなくて、我々が関係者の方から聞き取っている数字ですけども、1万トン強、1万2,700トンというところが聞き取りの数字としての在庫量でございます。

○石川委員 それは濃縮換算。

○事務局 濃縮換算です。5分の1濃縮トンです。

○石川委員 こちらの果汁用のは7万トンと書いてありますが、これは濃縮換算する前のですね。

○事務局 前のですね。だから、これだと大体うんしゅうみかんの場合ですと在庫量が1万トンぐらいになりますということです。

○甲斐沼部会長 ありがとうございます。他の観点から御意見はありますか。

○平田委員 まず、何点かについて意見を述べさせていただきます。今、御説明いただきました需給調整の適切な推進についてでございます。果樹は、永年性作物でございますので、米とか野菜と違って、一年で作付面積を変えることは、当然のことながらできません。従って、生産量を調整せざるを得ません。今年は幸いにして、予想される生産量が需給に見合っているとの説明を受けました。本来、果物の品質は、適正な結果量で良質なものが生産されるのであって、過剰な生産量が予想されるので、摘果するというやり方は、品質を配慮しない方法と言えます。すなわち、適正着果量まで摘果するのが当然ですが、摘果量が少なくなると、本日みかんの専門家のJ A広島果実連の川田会長が出席されていてよ

くご存じですが、果実が大玉や浮皮になって、逆に品質は不良となります。

こう言うては失礼になりますが、現状のみかん栽培は管理不十分（摘果不足）で、隔年結果を繰り返していると思われます。果樹栽培は、毎年平均した生産量にするのが本来の栽培技術であって、隔年結果をするのは、管理不十分と言わざるを得ません。従って、適正な着果量でも、なお、生産量が多いのであれば、生食以外の加工に廻すとか、晩生品種に更新するとか、最終的には面積で調整すべき問題だと思います。

次に、日本の果実の自給率が39%で、栽培面積が26万ヘクタールという説明がありました。現在、国際的な食糧不足の中にあって、果物についても、できるだけ自給率を高める努力は、当然のことながら必要だと思います。

本日の説明にありましたようにCO2に関係するフードマイレージや輸入果実の安心・安全が、現在大きな課題となっています。日本人が食べる果物は、日本で作るというスタンスを固める必要があります。特に、今後輸出振興をすることになれば、より安心・安全な果物作りが、大変重要になります。

さらに消費者への情報提供開示の面からも、栽培手法として、J-GAP、HACCP又は、エコファーマーなど、できれば有機JASまでも踏み込んだ取組が求められます。

次に、担い手の育成についてです。これからの農業は20代、30代の若い人でないとできない現実があります。少なくともパソコンが自由に使えて、自分で販売し、経営管理できる優れた能力のある人でないと果樹経営ができないと思います。今回の政策の中では、担い手は60歳未満と書いてありますが、永年性作物ということを考慮すると、就農は40歳ぐらいが限界だと思います。

若者が就農できる環境の整備や、担い手の育成などの政策が急務です。これは、果物に限りませんが、特に果樹は永年性作物であり、設備投資が膨大です。現在、生産者が高齢化で、後継者がいなくて、廃園にするケースが全国的にどんどん出てきています。長年かけて育成し、膨大な設備投資をした果樹園を失うことは、国家的損失があまりにも大きいと思います。担い手が、十分育っており、継承していくシステムは、国の施策として当然行っておくべきであり、一般の作物と異なることを十分に考慮すべきだと思います。

次に、需要に見合った果樹産地の育成という面から、「果樹産地構造改革計画」の中で、果樹の栽培品目を規制しています。本日、説明がありましたが、今後の果樹新計画の中では、需要に見合った品目の育成、樹種の多様化を進めることや労力分散の面から、樹種の複合経営を進めるといった計画になっています。

今後の果樹産地の振興において、地域の支援品目を固定するやり方は、施策の遂行に齟齬を来とし、時代の要請に応えることに反すると思います。特定な樹種の振興による過剰、そして、減反という従前と同じ道を踏襲する危惧があります。

次に、果樹共済制度について意見があります。果樹栽培に必要な制度ですが、加入者が少ないことは、現状では加入するメリットがないことに尽きます。果樹経営は、当然のことながら、再生産可能な所得が安定的に確保できることが大前提になります。今の補償制度が8割までの補償となっていますが、これでは、利益の確保は出来ません。果樹栽培における利益は、総売上上の1～2割程度のものでして、利益のない補償では、多分加入する人はいないだろうと思われれます。利益が出る補償の仕組みを、生産者と国で構築しないと、前述しましたように、少なくとも若い担い手は育っていかないのではないかと思います。

最後ですけれども、今朝、ホテルの食事で、果物は、冷凍のレイシと輸入ジュースのみでした。ホテルで果物が出されてないのは、価格の問題が主要因だと思います。一方、果物の食べ方にも問題があると私は考えています。果物をデザートとして食べるだけではなく、食事の一部として食べていくことが必要で、例えば、サラダや食事の時の飲み物にするなど、多面的な果物の食べ方の工夫をしていかないと、果物の摂取量は増えないと思います。

また、私の家では、みかんやりんごを入れた盛りかごをテーブルに置いていますが、確かに食べる量は少ないです。りんごも1個400グラム以上ありますので、1人では食べられません。果物を食べやすくするにはどうすればいいのか、生食としての大きさや、機能性食品には、どのような種類や品質が求められるのか、研究すべきだと思います。若者に合った消費形態として加工品としてのジュースやスイーツ、ドライフルーツなど、加工対応ももっと工夫すべきだと思います。

加工品は、大半を外国に依存していますが、輸入品は安心・安全の面で多くの問題を抱えています。日本も加工対応についても、生食に廻らない裾物を加工にするのではなくて、ワイン専用品種のように、加工専用の品種の育成や栽培方法を検討すべきであり、加工にもっと力を入れる時期に来ていると思います。

どうも話が長くなりまして、誠に申し訳ございませんでした。以上で私の意見発表を終わります。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございました。

○鈴木委員 すみません、自給率の点で1点だけちょっと関連で。

この資料の4ページにもありますように、今も話出ましたが、オレンジとかりんごの果汁の自由化が国産の加工、生鮮、両方の需要を奪って、その自給率が低下したことに大きく貢献しているということがこれでも分かりますけれども、この自給率を上げるという場合に、むしろこれから、もう既にいくつかの自由貿易協定でもそれなりの対応をせざるを得なくなっていますし、それも徐々に影響も出てきているのか、これが軽微なのか分かりませんが、これからむしろさらに何らかの自由化に対応せざるを得ない局面が増えてくるとなると、自給率はそう簡単には上がらないというか、むしろこれより下がる可能性の方が高いと思われますので、その辺りは、既に結ばれた自由貿易協定の影響がどのくらいあるのかの把握と、それから、今後出てくる影響についてどんなふうに分析されておられるか。そういう中で自給率は上げられるのかどうかということなんですけれども、この辺りお考えを聞かせていただければ。

○富士委員 3点ほど御質問も御意見も含めてお聞きしたいと思います。

1点目は緊特事業ですけれども、昨年も発動して、松本委員からもありましたけれども、発動の要件の判断基準は過去6年間の平均価格を二旬連続して2割程度下回るということなんですけれども、やっぱり昨年の実施状況を見ますと、関係者から見ると遅かったというようなことがありますので、その辺の迅速な運営といいますか、柔軟な判断といいますか、そういうものをお願いしたいというのが1点目であります。

2点目は、果樹経営の支援対策事業。先ほど課長からもありましたけれども、初年度ということで3分の1程度の実績状況であります。一層のこの事業の推進をお願いしたい。その中で、現場から出てくる意見では、同一品種への改良についても、新たな栽培技術を導入するというような場合にはこれを使えないかという意見もございます。そういう意味で、この辺の現場のニーズに沿った事業の推進ということも考えていただきたいと思います。

3点目は、今日も農業新聞に出ていましたけれども肥料の高騰です。リン酸、カリが大幅に値上げして、化成肥料なんかが物によっては5割、8割上昇するというようなことが今後予想されます。そういう意味で、果樹の経営にとってこの辺の化成肥料の高騰がどういう生産コストなり収益性に影響を与えるのか、その辺をどう見ていらっしゃるのかですね。その上で、転嫁というのは非常に難しいと。需給と品質で決まるわけで、難しいとは思いますが、かなり収益性が悪化するというのであれば、何か手だてといいますか、その辺のことは今後の動向を踏まえて、何か考える余地があるのかどうか、そこも含

めてお聞かせいただければと思います。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございます。この辺りで今まで5名の委員から御意見ありましたが、それについて御説明いただければと思います。

○福田課長 平田委員からたくさんの項目について御意見をいただき、また、御指摘もいただきましたし、それから鈴木委員から自給率の関係で少しお話をいただきました。それについて少し御説明したいと思います。

先ほどの私の説明であまり触れませんでしたんですが、基本的に果実、果物の自給率が低下している中で、やはり加工用の割合というのは非常に大きいということは委員の先生方のお話のとおりでございまして、これについても、ある程度もう入るところはほとんどそういう意味では輸入物が入ってしまっているというふうな要素もあろうかとは思いますが、やはり自給率を向上すべきではないか、上げるべきではないかということのご意見もあるわけでございまして、私ども、実は政府で5月7日に決定をいたしました「21世紀新農政2008」という新しい方向付けをしております、その中で、これはもちろん野菜とか畜産物もそうなんですが、果実についても自給率向上を図っていくために加工業務用需要対応プランというものを作っていかうということになっていまして、この中で果実加工品への今後の取組というものを検討しているところでございます。

具体的には夏、また概算要求等を出す段階で明らかにできるかと思ひまして、今検討しているところでございますが、やはり国産品をもっとという声もあるわけでございますので、そういう声にどうこたえられるか、こたえるためにどうしていくかというふうな対応を、今検討しているところでございます。

今、かなりもう輸入が入ってきているという話を申し上げたわけでございますが、鈴木委員の御指摘のようにE P A、F T Aの交渉ももちろん今進んでいるわけでございます。基本的に交渉に取り組む姿勢としては、なるべく国内農業に影響がないようにというのはもちろんあるわけでございますが、果物の分野で言えば、もう相当加工品を中心に入ってきてしまっておりますし、それほど、例えば米とかそういうものと比べれば関税で守っているとか、そういうわけでもございませんので、そういう意味で、これまでに発効しているE P A、F T A等で大きな影響があったということにも逆に言えばなっていないのかなというふうには思っております。大きく量が増えたり減ったりという状況は、それを受けて現れているということではないと認識しております。

むしろ、最近の果樹の状況で言えば、やはり国際的に今いろいろ食料の値段も比較的上

がったりしております。それから、オレンジ果汁について言えば、アメリカのフロリダの減産というのなんかもかなり影響しております、かなり高い水準で動いてきたという話があるかと思しますので、そういった影響の方がむしろ大きかったのかなとは思っております。

それから、いろいろ平田委員から御指摘ありました取り組むべき事項につきましては、GAPの話ですとか、それから担い手の育成のための取組とか、それから隔年結果はそもそもあるべきではないというような基本的な御指摘も私どもも理解をしているところでございますが、御指摘も踏まえて今後も取組を進めていきたいというふうに思っております。

共済等、御指摘いただいた点については担当の方にまたきちんと話をつないでいきたいというふうに思っております。

それから、富士委員の方からございましたお話で、緊急需給調整特別対策事業の発動の話でございますが、発動要件、これについては、必要な時に迅速にするべきだと。これはまさにそのとおりだと思いますが、やはり国のお金を投じて事業をやるということもございしますので、そこは客観的にそういう被害が生じる、価格が下がって収入が減るというようなことが想定をされなければいけないという要素も一方ではございます。その辺の兼ね合いだと思いますけれども、そういう要素ともよく勘案しながら要件を定めていく必要があるとは思いますが、生産者サイドのそういう御要望については十分認識をしているつもりでございます。

それから、果樹経営支援対策事業でいろいろ品種の改植というような取組を支援しております、同一品種でという御要望は各地で大いにあるわけでございます。これはなかなか補助事業で同じものを同じように補助をするというのは、いわゆる更新でございますので、なかなか単純に更新する際に国のお金を使うというのも難しい面もありますので、そこはりんごの矮化栽培とか新しい技術を使うというような取組の一環で、品種の更新をする際にその新しい技術を入れるというようなことであれば、対応可能なものもあろうかと思えます。これは産地の具体的な事例に応じていろいろきめ細かく、実施主体の中央果実基金の方でも御相談をいただいていると認識をしておりますので、そういった対応を今後進めていきたいと思っております。

それから、肥料のことのお話もございました。いろいろ資材価格も上がっているという話もありますし、それから、私ども担当している分野では施設園芸も重油価格の高騰等があるわけでございます。これはまたいろいろ状況を見極めながら必要な時に必要な措置を

きちんと措置していけるように、関係のところに相談もしております。いろいろ検討はしております。

ただ、なかなかその価格の上昇は非常に、特に原油価格なんかはそうですが、大幅だということもありまして、予想を超えるような状況もありまして、なかなか現状で有効な対策は打ち出せておらないわけですが、状況を見ながら検討しているというところがございます。御意見は十分、関係者にもまた伝えていきたいと思います。

そのようなことでよろしゅうございましょうか。

○甲斐沼部会長 松本委員、どうぞ。

○松本（広）委員 二、三質問と、それから意見というんですか。平田委員なり富士委員が触れられたことがありますんで、経営の継承というのはいわゆる後継者とかそういうのではなくて、これ永年作物の果樹園地が絡むということで、大変かつてからなかなか経験者は難しいということが常識になっているんですけれども、これはやはり知恵を出さないといけない。5年でこれだけ高齢化しておりますと、悠長なことは言っておれないと。能天気ではないかと、日本国の国民は、というようなことになるのではないかという気がしますんで、是非知恵を出さないといかんということが一つです。

それから、繰り返しになりますけれども、先ほどこの資料の7ページ、果樹経営支援対策事業。往々にして最近農林省の支援事業は、他の部門でもそうですけれども、せっかく汗を流されて対策を構築されるという、予算も積まれるということなんですが、往々に、ムダな金は使わなくていいんですけれども、せっかく計画したものが使われないということは、これは農林省さんの責任ではなくて、多分現場とか市町村とか、このところが多分今の財政構造からしますと、受けきれないと。これはなかなか農林省だけの対応ではクリアできない問題ですけれども、そのところに知恵を出さないと、多分いくら毎年予算をとっても、支援策を打って出ても、言葉は悪いんですけれども、消化できない状況が続くんだと思います。これはこの果樹ばかりではなくて、他でも多々見受けられますから、これは相当財政当局とも、あるいは県とか市町村ともどういう本当に知恵を出すかという、もっと高いレベルで構築しないと多分前進できないのではないかと。こういう問題意識を持っています。

それから、3つ目なんですけれども、この果樹というのはあれでしょうか、私も素人なんですけれども、産地は、特にみかんなんかは、これはみかんとりんごが中心になっているんですけれども、技術的に条件不利地域とか島嶼部とか、結果として今そこが産地にな

っているんです。気候とかありますけれども、日照とかもあるんでしょうけれども。先々は移っていくのかもしれませんが、今はありますね。

今の日本の農業の、あるいは地域農業とかを考えていく時に、こういうみかんとかに替わるものが、では何を代替に出せるかという議論があるんだと思うんです。地域を維持するとか、こういった時にですね。

他の部局で出しておられます例えば中山間地域等直接支払、条件不利地域対策。かなりこのみかんはそういう対象地域に入ってくるエリアが多いんじゃないかと思うんです。その時に、これは生産局の方ではないかもしれませんが、ちょっと見ましたら、区分が畑レベルなんですね、ああいう支援が。今状況を聞きますと、小規模で面積が小さくて、しかし米なんかよりははるかに力入れて、現場の形態はそれなりに収入を得てやっている形があるのに、これは私の誤解かもしれませんが、何で果実が畑なんかと同じような助成単価でやっておられるのかと。もっとそこは精緻にやられるような道があってしかるべきではないかと思うんですが、これは私の誤解かもしれませんが、基本分の支援しかない。中山間に対して。この辺りの局連携と言いますか、経過が何かあったのかもしれないですね、七、八年前に作られていると言いますから。その辺りを少し見直しなりもう一回精査してみる必要があるんじゃないかというふうに御意見を申し上げたいと思います。

○甲斐沼部会長 ありがとうございます。では、江草さん。

○江草委員 私はベジフルコミュニケーションと申しまして、野菜や果物の個性を見つけてその価値を伝えるという講座を担当いたしております。そこで、この価値を伝えるという観点からみかんの消費拡大につきまして、1点だけ御提案させていただきます。

結論から申しますと、まだβ-クリプトキサンチンという価値の認識が非常に低いように感じております。早く「みかん＝β-クリプトキサンチン＝生活習慣病予防」という図式が消費者に浸透するように啓発されていかれるのがよろしいのではないかと感じています。

トマトですと、今はすぐにリコピンというのが先に来まして、「トマト＝リコピン＝抗酸化作用」というのができ上がっておりますし、りんごも食物繊維、そして整腸作用、美容ということでお買い求めになる方が多いようです。

せっかくすばらしい疫学調査も出ておりますので、是非このみかんの一番の価値をβ-クリプトキサンチンと捉えて、この情報が川上から川下まで断絶することがないように、

どこかで途切れてしまうことがないように一番の価値を伝えていくということをこれからも是非進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございます。どうぞ。

○福元委員 今、ちょっとβ-クリプトキサンチンのお話が出ましたので少しご発言させていただきます。

私共は平成8年にプロジェクト研究として、みかんの機能性成分について研究を開始いたしました。かれこれ10年ちょっと前なんですけれども、ようやくここに来て疫学的な研究も含めて、例えば、すべてではございませんけれども医学の研究者も含めて、それが機能性として一定の効果があるというところをようやく学術的に認識されてきたところでございまして、今成果を着々と疫学研究から、より生態に近い解明ということで始めておりまして、これをより活用しやすいような形で今研究を進めておりまして、これは今後私どもとしては、ひとつみかんの健康をアピールする上で研究はしっかりと。

後でひっくり返されるようなことが時々散見されますけれども、そういったことのないようにデータをしっかり積み上げていきたいという思いで研究しておりまして、そのところは私ども同じような気持ちで、これがみかんの消費拡大につながれば、特にみかん固有の成分ということが私どもの研究で明らかになったものですから、願うところでありますけれども。

あともう一つ、みかんの安定生産というお話がありましたですけれども、御承知のように隔年結果が非常にしてきた経緯がございまして、その中で一定の技術をして隔年交互結実というのを初め山口県からお始めになったことでありますけれども、私どものプロジェクト研究で成果としてまとめた経緯がございまして。

ただ、今お話がございましたように例年の安定生産というのはりんごに限らず、みかんにおいてもこれは基本的なこととございます。そういうところから、現在四国にあります近畿中国四国農業研究センター、あそこの果樹部門等と連携しまして、安定生産に向けた努力を今しております。

それに加えて、先ほどの温暖化で産地がシフトするということもございます。みかんは中晩柑、他の柑橘に比べて暑さに弱いということがございます。そういう意味で、実は先週熊本で九州の果樹の場所長会がありまして、そこでお話しした経緯があるんですけれども、その中でも今品種を、要するに晩生の方の晩柑、こういったものにひとつ切り替える

べく品種の面と、従来型の品種も含めて今検討していると。私どもも品種改良の中では晩柑類も含めて今対象にしておりますし、またもう一方ではみかんについては先ほどからお話ありましたような極早生を中心により品質のいいものをということで進めて参りたいと思っておりますので。

宣伝になりましたですけれども、そういう形で、技術的にはしっかりとしたものを出していきたいという気持ちでおります。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございました。

○福士委員 今までお話、御意見なりを出されていたんですけれども、りんごのことがひとつ出ていないので、私がせっかくここに来ましてりんごのことが出ないとちょっと私の立場が悪いかなと思ひまして、一言、状況から支援対策の取り組み方、産地の生産者の考え方というものをここで紹介したいと思っていました。

実は、まず最初に、適正生産量は私はこれでいいと思います。といいますのは、みかんの方では表、裏があるようなんですけれども、毎年安定した良質のもの、一定したもの、そしてそれを年の所得につなげたいということで、同じ摘果作業をしても最低3回、4回目は本当の仕上がり、こんなに大きくなってからでも落とします。これでやっと品質のそろいができるという感じではいるんですけれども、大体青森県で言いますと45万から46万トンぐらいが適当かなと。これで安定して、あと台湾の方の輸出も加わってきて、ようやく安定するのかと。最近、堅調な動きしていますから、そういう具合に感じています。

ただ、今年はやはり、部会長さんが専門のようなんですけれども、北の方の青森県でもろに温暖化の影響も出てきまして、ここ二、三年。非常に果肉先行型というそういう形。夏場の青森県で26度、27度以上ということになりますと、今までかつて経験したことのない気温なんですよ。それでの日焼けの被害、夏場ですね。いろいろなそういうものがありまして、今年も春から非常に気候の変動が激しくて、温暖化ベースなんですよ。約1週間から10日ほど早く開花してしまひまして、ここ長野県と2日ぐらいしか変わらないという状況でありました。それに伴っての凍霜害、それからこの前の雹害、約2,000町歩ほど、そういったものをまた対策を考えながら販売していきますけれども、そういうことから非常に実が不ぞろいだということと、今、大体二十一、二ミリくらいなんですよ、いいものは。悪いものは15ミリぐらいしかありません。でも最低限その15ミリぐらいのところまで残さなきゃいけないという。

これから考えてみますと、非常に商品化率が下がるんじゃないかと。生産量ではそれな

りの生産量上がってくるでしょうけれども、製品としてのものがちょっと下がるんじゃないかなという、こういう気がしております。生産者にも自助努力そのものを発揮していただいて、生産量は守ってもらわないととてもできないことですから。

そしてまた、これにつながるものとして、松本委員が今言いましたように新対策に、今本格的に取り組んでいます。当初、昨年これが始まった時には非常に食いつきが悪くて、そういう意欲があっても産地協議会なるものが入れてくれない。その要件が厳しすぎる。それで、せっかく委員会の方で幅広く、今回もその事業内容を拡大していただいたんですけども、結局それを使ってやる人がないという。それも私も非常に産地を強くする意味では非常にマイナス面だと思っていまして、国じゃなくて、例えば地方の行政とかその産地協議会、こここのところの、要するにやる気のある者を取り込まないでいて事業がよく行くのかなという、そういう感じがしました。面積の関係もあります。それから年齢の問題もあります。

でも、今はりんご関係は植え付けして収穫するまで回転早いですから、そういう技術がありますから、やはり、年齢がいつてやめる前にもう一花咲かせたいという人もまだいるんです。そうすれば、そういった者を技術でカバーしてもう一回改植させたいというのが私の本当の気持ちで今頑張っているんですけども。

若い人と担い手の問題なんですけれども、やはり私、協会にいますと、ここでの一番大きい事業があります。これ教育事業です。例えば学校終わる、そして経験のない者、若い人たちが2年一回りなんですけれども、りんご産業基幹青年養成事業というものがあります。ここ年々若い人たちが増えています。ですから、やはり最近の傾向としてはちょっとよくなったのかなという。ここには若い人たちに経験してもらって販売してお金を見せないと、また欲が出てこない。こここのところが非常に大事だと考えていまして、そのような状況で今回はしております。

今年の生産量そのものはこれで私はいいという感じをしております。

以上です。

○甲斐沼部会長 川田委員、どうぞ。

○川田委員 このメンバーで最古参になったみたいで、今までしゃべっているの。

皆さん、かなり根幹に関する部分は大いに出たんで、少し今回のこの答申の問題も踏まえますので、一回ここで戻したいと思います。

1点だけ、ちょっと気がかりなのは、先ほどの熊本の松本委員さんも言われたんですが、

確かにみかん農家は非常に今、各産地には糖酸度センサー入っています。これ非破壊の。これでもって品質をきちっと1個1個、数値で出てくると。そういう事態に入っています。だから、ある程度数値化された中でその目標に向けた生産の実態があるということだと、きちっと出てしまうと、そういうところです。

実は昨年のみかんにつきましても、恐らく消費者がまずいというレベルのものはほとんど出てきていない。それぐらいのレベルのところの辺のみかんが仕上がってきて、農家が出してきていると。一昨年の18年産についても実はそうです。17年産については若干問題があったというのは我々も見えております。

実は、最近特に農家の皆さんの話の中に、あんなに一生懸命みかんを作ったのに、何であんなに安いんだというのが、何を作ってもだめなのかと、これが一番怖い。というのは、品質というのはやはりみかんという性格上果物である限り、やはりまずいというジャンルのところでは消費されないという現実があります。特に、昨年の9月ぐらいから傾向出てきたんですけれども、油は上がる、他の食料品も上がると。非常に実は消費者の財布のひもが固くなってきたところで、ちょうど秋冬果実の柿とかみかんの出荷が始まっていたと。その流れが今依然として今年もまだ続いていると。これ、当分の間続くのではなかろうかなというような気がしています。

一方では、特に果物については、恐らく買う順位としては、スーパーへ行かれても、まず主食のものから買っていったというような話になった時にはどうしても一番最後のところの辺の購買の品目に入ってくる可能性が高いと。やっぱりこの位置付けをどう上げるかということが1点、先ほど江草さんとかもあったような話で、これは消費拡大のところでやる必要があるだろうと。

ただ、品質については、やはり毎年少なくとも消費者が納得するレベルのものは出すということ。今年は恐らくこれ苦肉の策で、生産者の団体の措置として消費者が求める品質を維持しつつと、生産量も確保しましょうと、非常に難しい表現をされておるわけですが、この部分は果樹部会としてのいわゆる全体の供給量が減ってくるということは、確かに自給率の問題から問題になります。それはあるとしても、やはり団体として農家に毎年意識付けておくことは、品質については多かろうと少なかろうと、やはり一定基準以上のものを消費するような生産をしましょうということは必要ではなかろうかと思います。

特に今年懸念しますのは、恐らく需給バランスから言うと、若干昨年のようなことはないと思いますけれども、先ほど平田委員が言われたように、不作年の品質というのは基本

的には悪うございます。だから、その部分はいかに排除するか、また来年に向けてそれが大豊作にならないような措置をどうするかということが今年のポイントだろうなと思っています。

もう1点だけ、若干中期的なことをお願いしたいんですけれども、今日試験場も来られておるんで。実は私も先ほど話に出ました中四近畿農試の5年間にやりましたみかんにおけるところの、低コストで例年高品質生産と、このテーマで試験場が総力を挙げてある結果を出してきました。大体ほぼ出ました。その技術的には確立できたというふうに思っています。あとはそれをいかに普及させるかということ、これがまだなかなか普及の段階には行っていないということが1点あると。技術的にはある程度確立できているということです。

それと同時にもう1点、試験場のテーマとしてお願いしておきたいなと思いますのは、どうしても柑橘というものは最終的には人間が採集しなければならないという宿命を持っています。やはりいわゆるこの適期に採集を人間がするという行為は必ず永遠に続いていくという性格のものです。となりますと、いろんな形で基盤整備をしたりとか、労力の軽減を図っていくわけなんですけれども、やはりもう1点ありますのは、もう一度いわゆる低樹高、落葉果樹については矮化、矮化ということのずっとテーマがあって、それに向けてきたわけですが、常緑果樹についてはみかん、今後出てきます中晩柑もございます。そういった中で、根本的にもう一回台木からの研究に入るべき時期に来たんじゃないかと。果たして今までの枳殻苗で中晩柑、遅くにみかんから他のものに替わっていくに当たっては温暖化の問題、また病虫害の問題、受精の問題、この辺を最後低樹高ということを考えた時にはどうしても台木のところへもう一回帰らざるを得ないのかなと。その辺になりますと、やはり中期的なスパンでどうしても研究必要かなということになりますので、当然国の方が時間をかけた研究が必要になると。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございます。富永委員の方から。

○富永委員 私は全く消費者の立場と、それから管理栄養士課程の学生を育てておりますのでその観点から。

りんごもみかんも昔に比べれば非常においしくなった、私の小さい頃から比べれば非常においしくなったというのが率直な感想で、だけど、今の若い方が消費が少ないというのはなぜだろうかということ、確かにガシガシ働いている時にりんごの皮をむいて食べる、みかんの皮をむいて食べる暇があるかということ、なかなかない。朝もそれほど食べられる

暇もなくて朝も抜かす人が多いということでもなかなか難しいのですが、この間御説明にあったりんごの皮をむいたのをパック詰めにかけているとか、そういうのを利用するのも一つだと思います。

それから、りんごは付加価値を高めてすごく高く売れるんだけど、みかんでそういうものがまだ少ないように思います。確かに私たちから言えば、安くておいしいうんしゅうみかんをいつもいつも食べるけれども、もっと高いものをもう少し開発してもいいのかなと。例えば日向夏のようなものをいろんなところで作るのも一つの手かなと思います。

でも、やはりいつも毎日果物と野菜を食べるという習慣を小さい時から付けるのが必要かなと、いつも、特に私、大学にある保育園の施設長もしておりますので、今のお母さん方を見ていますと、あまり食べさせない人が多い。野菜も嫌いだったら食べさせない人が多い、果物もあまりという方が多いので、それがとても心配だなと思っています。小さい頃から食べるような習慣を付けさせるように何とかと思っています。全くの素人で。

○甲斐沼部会長　いくつか御質問があったと思うんですけども、その辺をかいつまんで御説明いただければ。

○福田課長　どちらかといえば御意見の方が多かったかなというふうに思っておりますが。

○甲斐沼部会長　β-クリプトキサンチンの効用をもっとアピールして売った方がいいとか。

○福田課長　β-クリプトキサンチンにつきましては、確かにまだ認識が低いというふうに我々も思っております。ただ、福元委員からお話ございましたように、私は研究成果を積み重ねて、特に医者さんを巻き込んで、医者さんからうまく発信をしてもらうようなことも考えております。そういう意味で多少認識の低さが依然としてあるということだと思います。そこはこれからの取組の中でご意見を十分踏まえてやっていきたいと思えます。

松本広太委員の方からいただいた、いろいろ担い手の問題、あるいは中山間直接支払いの話がございましたが、中山間の話は担当の方から。

○事務局　中山間直払いの話、我々も現場へ行っていて、みかん農家さんはかなり直払いの対象になっている農家さんが非常に多いという背景ありますけれども、どうしても制度を入れた時に、品目という視点を付けないというのが確かに一つ条件になっていたようなこともありまして、ちょっとなかなか品目対策と条件不利地域対策というところの組み合わせで、その経緯をといるところがありますので、なかなかちょっと難しいところはある

んですけれども、当然ながら連携して仕事しておりますので、そのようなご意見もお伝えしたいと思っております。

それから、経営支援対策の関係、いろいろございました。例えば、地方の行政なりの方の取組も含めてということもあるんですが、なかなか今までなかった形の事業ということもありまして、我々も初年度かなりちょっと走り回っていて、なかなかうまく前に進めないようなところもありましたけれども、細かい要望なり聴きながら、まだまだ周知も足りないというふうにも考えておりますので、引き続き使いやすい制度にしていきたいと考えております。

○甲斐沼部会長 どうもありがとうございます。

一番最初に1ページで御説明していただいたように、確かに29歳以下が0.1%、50歳以下のところまでを含めましても今の経営者の割合は13%ということで、これは非常に厳しい状況かなというふうに思っておりますので、是非これについても対策といいますか、非常に難しいこととは思いますが、考えていただければというふうに思っています。

あと、ちょっと個人的な感想をこの場を借りて言わせていただきますと、非常にみかんはおいしくなって糖度も上がってきています。ただ、30年前からうんしゅうみかんの需要が3割も減っていると伺った時、これはどうしてかなと考えてみました。確かに私も昔はいっぱい食べていて、手が真っ黄色になるまでみかんを食べていたんですけれども、最近あまり食べなくなりました。糖度を追求していて、おいしいのはすごくおいしくなりましたが、逆に甘すぎるように思います。早生が出てきた頃は、大きさもあの頃は小さかったし、皮をむくと実にくっついたりしていて難しくて、それからみかんのイメージが変わって、みかんは高いものというふうにイメージが固定化されて、最近あまり食べなくなってきたんじゃないかなと、そういうのも一面にはあるような気がします。

あと、先ほども団らんという、家庭であまりゆっくり物を食べなくなったという話がありましたけれども、昔は箱でみかんを買ってきて、かごの中にみかんを入れてこたつに入って家族みんなが、7時過ぎといいますか、夕方にはもう家族そろって話ししながら食べていた。最近、子供たちがパソコンやったり、パソコンをやるとみかんをむくのには手が汚れて食べられなくなるとか、何かライフスタイル自体が変わってきているのかなと。それも一つの原因なのかなと思います。

ただ、いろいろ理由があるにしても、ではもういいのかというわけにはいかないのです、ではどういうふうにしていったらみんながみかんを前のように食べるようになるのかとい

うことは難しい問題ではありますが、考えていかなきゃいけないと思っています。

あと、海外のホテルでは、実はスペイン産だとかが多いと言われてますが、昔日本で食べていたような懐かしいみかんが朝食に出ていたり、それから、りんごなんかはちょっと小さいサイズが出ていたりします。向こうの人は皮を剥かないでそのままかじって食べていらっしやって、割とみかんとかりんごとかよく食べているのを見かけます。学校でもおやつとして子供が持って行って、10時のおやつの時間に廊下でりんごをかじったりというような風景を見たことがあります。いろんな対策を今後も是非努力して考えていっていただきたいと思います。言うことは簡単なんですけれども、実際にやるのは大変でしょうけれども。

今日時間をオーバーしてすみません、もう5分過ぎているんですけども、いろんなご意見ありがとうございました。それで、今日いただいた議論を踏まえまして、農水省の方で最終調整を行った上で、この見通し案につきましては策定、公表していただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、本日の審議事項につきましては以上でございます。

事務局の方から何かございますでしょうか。

○福田課長 本日は熱心に御議論いただきまして本当にありがとうございました。

先ほど部会長から御説明いただきましたとおり、先ほど説明させていただきました平成20年産のうんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しにつきましては、今日部会で御意見をいただいたということで、本日午後を目途に策定、公表させていただきたいというふうに考えております。

また、今日の部会の概要でございますが、概要でございますので、内容はまた部会長に御確認をいただいて、今週中には農林水産省のホームページに掲示をしたいと思っております。

それから、詳細な議事録もまた作成をさせていただきますので、これは従来から果樹部会でやっておりますが、後日委員の皆様方に御確認をいただいた上で、いずれ農林水産省のホームページに掲載をさせていただくということで進めさせていただきたいと思っております。

それから、今日いろいろ委員の先生方から幅広い御意見もいただきました。それぞれ、私どもこれからいろいろな形で検討、あるいは仕事を進める上で参考にさせていただきたいと思っておりますし、また、関係のところにもお話をきちんとつなげたいと思っております。

ます。

それから、冒頭説明で申し上げましたとおり、この果樹部会でいずれまた果樹農業振興基本方針を御議論いただきますので、またそれに向けて我々の方も今日の御意見も踏まえていろいろ準備も進めていきたいなと思っております。いずれにしろ再来年の３月頃には策定をしなければいけないということであります。来年ぐらいからまた新しい果樹農業振興基本方針の議論も始めさせていただくことになろうかと思えます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。これをもちまして閉会いたします。

午後 ０時０８分 閉会